竹内街道･横大路（大道）の日本遺産に係るホームページ制作業務
委託仕様書

Ⅰ　総則

１．　適用範囲

本仕様書は、竹内街道・横大路～難波から飛鳥へ日本最古の官道「大道」～活性化実行委員会（以下「甲」という。）が委託事業者（以下「乙」という。）に委託して実施する「竹内街道・横大路（大道）の日本遺産に係るホームページ制作業務」（以下「本業務」という。）について必要な事項を定めるものとする。

２．　業務目的

日本遺産に認定された「1400 年に渡る悠久の歴史を伝える「最古の国道」～竹内街道・横大路（大道）～」のストーリー等の内容を分かり易く伝えることと、街道沿いを周遊する際に必要となる「食・体験・観る」スポットの情報を分かり易く表示したホームページを制作する。

３．　契約期間､納期及び納入場所

（１）契約期間　　契約締結日から平成 30 年３月 23 日まで
（２）納　　期　　平成 30 年３月 23 日
（３）納入場所　　甲の指定する場所

Ⅱ　業務内容

４．　業務内容

（１）ホームページの構築等

本業務は、ホームページ制作に係る企画、調査（情報収集、写真入手）、並びに設計、構築、及び公開に関する一連の作業を行う。

また、付随業務として、下記の作業を行う。

・ソフトのインストール
・新ドメインの取得
・サーバへの初期アップロード
・納入後の簡易更新マニュアルの作成
・格納サーバの選定

（２）コンセプト

ＳＮＳ等で話題となるようなビジュアル的なインパクト（画像や動画等の視覚情報）やデザイン性を重視し、閲覧者が感覚的に操作を行うだけで、必要な情報にたどり着くようなデザインとすること。

（３）業務項目

① 日本遺産を紹介するサイトを制作する。

主に必要な項目

・日本遺産制度の紹介　文化庁のホームページを参考とする。
・ストーリーの紹介　　ストーリーについて写真等を使って分かり易く伝える。
・構成文化財の紹介　　写真・説明・所在地・連絡先・公開時間や入場料等・アクセス・地図（Google）を使用

②「食・体験・観る」を掲載できるサイトを制作する。

観光情報として飲食店や体験施設等の場所、フォトコンテスト受賞作品等を活用して SNS

に掲載したくなるような写真の撮影スポット等が、地図を通じて全体的に効率よく把握できるページを作成する。掲載する各スポットについては業務終了後に更新する可能性があるため、甲が自由に掲載、削除及び修正出来るものとする。

主に必要な項目

・地図（Google）に、スポットの種類別に象徴的な写真を見ることができるようにする。

・写真をクリックして開く、スポット毎の説明を載せた詳細のページを作成する。内容は、写真・説明・所在地・連絡先・公開時間や入場料等・アクセス・地図（Google）・季節や時間帯、その他必要な項目とする。

③ ＰＣサイト、スマートフォンサイトの両方を作成すること。

④ 計画・準備

乙は、本業務に関する契約図書、指示事項及び貸与資料を十分把握した上、業務実施に当たっての実施内容及び作業工程に示した業務実施計画書、その他甲が指示する書類を作成し、甲の承認を得るものとする。

⑤ 打合せ協議

本業務を遂行するに当たり甲と乙は、必要に応じて協議を実施する。なお、乙は打合せ協議簿を作成し、甲の承認を受けた上で提出するものとする。

⑥ その他

・トップページは既存の竹内街道・横大路～難波から飛鳥へ日本最古の官道「大道」～活性化実行委員会のホームページとし、そのイメージとの整合を図り、そこからリンクするものとする。

・「食・体験・観る」スポットを甲が掲載、削除及び修正するためのマニュアルを作成する。

・納品後のランニングコスト（維持経費・サーバー経費）にかかる費用の説明、及び安価に抑えることを念頭に置いた提案書を作成する。

（４）詳細条件

① 構成内容

・対応デバイスは、ＰＣ及びスマートフォンとする。

・サポートＯＳは、下記のとおりとする。

＜ＰＣ＞Microsoft Windows 最新版、Mac OS 最新版

＜スマートフォン＞Android 最新版、iPhone iOS 最新版

・サポートブラウザは、下記のとおりとする。

＜ＰＣ＞Microsoft Edge、Firefox 最新版、Safari 最新版、Google Chrome 最新版

＜スマートフォン＞Android 標準ブラウザ、iPhone Safari

・コンテンツの新規作成及び更新の際、情報入力者が容易に行える管理画面であること。

・本サイトの将来的発展を見越し、マイグレーション、規模拡大、サイトの再構築、サイトページの増設が容易なシステムであること。

・Facebook、twitter、Instagram 等のＳＮＳを効果的に利用できること。

② システム環境

・コンテンツの作成及び更新の容易性を高め、管理者の負荷を増加させることなくサイトの更新が可能であり、業務のスピードと正確性の向上を図るため、コンテンツ・マネジメントシステム（ＣＭＳ）を採用する。

・ホスティングサーバ等、本業務に伴うシステム要件については、受託者が提案することとする。ただし、ＣＭＳ及びサーバについては、発注者と協議し承認を得るものとする。

③ 付随費用

次の費用は、受託者において負担すること。

・開発機器に係る費用
・デモサイトの開設及びデモに係る機器等に係る費用（テスト中はＩＰアドレスによる公開制限をかけること。）
・その他、開発に必要な諸費用

④ ホームページ制作に係る留意事項
・閲覧者が必要な情報を見やすく、わかりやすく、探しやすいものとすること。
・ユニバーサルデザインに配慮すること。
・ＰＣ及びスマートフォンでの利用を主な形態とし、利用形態に応じ、閲覧に適切な構成とすること。
なお、スマートフォンでの閲覧を考慮したレスポンシブウェブデザインとすること。
・各種ブラウザで適切に表示されたものであること。
・印刷した際、Ａ４サイズに収まること。
・コンテンツを閲覧する際、別に必要とする専用のソフト（プラグイン）を必要としないこと。ただし、無料ダウンロードできるソフトである場合はこの限りでない。
・ＳＥＯ対策を行うこと。
・高いセキュリティ対策を講じること。

5. 成果物の検査･納品

本業務の成果品については、甲の検査を受けた後、納品するものとする。

6. 貸与資料

甲が保有する行政資料について、業務遂行上必要であれば乙に貸与するものとする。乙は甲の指示に従い、借用書を甲に提出のうえ資料の貸与を受けるものとし、本業務の完了後は、速やかに借用した資料を甲に返却しなければならない。

7. 秘密の順守

乙は、本業務実施中に生じる全ての成果品を、甲の許可なく他に公表又は貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。甲より貸与された資料及び成果品について、乙は破損、紛失のないよう取扱いに十分注意するものとする。

8. 著作権等の帰属

この契約により制作される成果品の著作権等の取り扱いは、以下に定めるところによる。
（１）成果品の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、発注者である甲に無償で譲渡するものとする。
（２）甲は、著作権法第 20 条第２項第３号又は第４号に該当しない場合においても、甲の事業において改変の必要があれば協議のうえ、決定する。
（３）乙は、甲の事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条及び第 19 条を行使することができないものとする。

Ⅲ 成果品

9. 成果品

成果品は次のとおりとする。
・ホームページ構築設計書（書面及びデータ）３部
・カスタマイズ設計書（書面及びデータ）３部
・ホームページ運用マニュアル（書面及びデータ）３部

・ドキュメントルート以下のファイルバックアップデータ（ＤＶＤに記録）３部
・データベースのバックアップデータ（ＤＶＤに記録）３枚
・ＣＭＳのユーザー操作マニュアル（書面及びデータ）３部
・その他必要と認めたもの

なお、成果品については検査を受けた後、納品するものとする。

Ⅳ その他

10. 第三者への再委託について

乙は、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、本業務の一部について、あらかじめ甲の承諾を受けた場合はこの限りではない。また、企画提案書に記載した再委託先についても契約時に承諾を受けること。

11. 仕様変更

乙は、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とするときは、あらかじめ甲と協議の上、承認を得ること。

12. その他

本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。